

定 款

昭和61年 6月 3日 会社設立

令和 5年 3月16日 一部変更

定 約

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は住信SBIネット銀行株式会社と称し、英文では SBI Sumishin Net Bank, Ltd. とする。

(目的)

第2条 当会社は、主として下記各号の業務を営む。

- (1) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは為替取引
- (2) 債務の保証その他の前号の銀行業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る金融商品取引法により銀行が営むことができる業務
- (4) 銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことができる業務
- (5) 包括信用購入あっせん業
- (6) クレジットカード番号等取扱契約締結事業
- (7) その他前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、600,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主の氏名等株主名簿の記載事項の変更、その他当会社の株式に関する手続

および手数料は、法令または本定款のほか取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれらを取扱わない。

第 3 章 株主総会

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集する。

②前項のほか必要があるときは臨時株主総会を招集する。

(招集者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

②株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社に取締役 12 名以内を置く。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分

の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

②取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議をもって代表取締役若干名を選定する。

②当会社に取締役会長 1 名、取締役社長 1 名を置き、取締役会の決議により取締役の中から定めることができる。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

②取締役会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

③取締役会招集の通知は会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

④取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

⑤取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。

⑥当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか取締役会で定める取

締役会規程による。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

第 25 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 26 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。

(監査役の選任)

第 27 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合には、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 30 条 当会社の監査役全員をもって監査役会を組織する。

②監査役会招集の通知は会日から 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
③監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
④監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 31 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか監査役会で定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第 34 条 会計監査人の選任は、株主総会において、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

（会計監査人の任期）

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定期株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 36 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会決議により定める。

第 7 章 計 算

（事業年度および決算）

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 38 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

②前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過したときには、当会社はその支払義務を免れる。なお、未払配当金には利息はつけないものとする。

(改定履歴)

昭和 61 年 8 月 26 日 一部変更
平成 2 年 1 月 10 日 一部変更
平成 6 年 6 月 30 日 一部変更
平成 14 年 6 月 28 日 一部変更
平成 15 年 6 月 30 日 一部変更
平成 16 年 7 月 12 日 一部変更
平成 16 年 7 月 30 日 一部変更
平成 16 年 8 月 30 日 一部変更
平成 16 年 9 月 6 日 一部変更
平成 17 年 6 月 30 日 一部変更

平成 18 年 4 月 3 日 一部変更

平成 18 年 6 月 30 日 一部変更

平成 18 年 7 月 11 日 一部変更

平成 19 年 6 月 29 日 一部変更

平成 19 年 9 月 11 日 一部変更

平成 20 年 6 月 30 日 一部変更

平成 21 年 6 月 30 日 一部変更

平成 22 年 6 月 29 日 一部変更

平成 23 年 8 月 26 日 一部変更

平成 29 年 5 月 1 日 一部変更

平成 30 年 6 月 29 日 一部変更

平成 30 年 11 月 13 日 一部変更

令和 3 年 1 月 15 日 一部変更

令和 3 年 7 月 1 日 一部変更

令和 3 年 12 月 24 日 一部変更

令和 4 年 1 月 1 日 一部変更

令和 4 年 6 月 28 日 一部変更

令和 4 年 9 月 22 日 一部変更

令和 5 年 3 月 16 日 一部変更